



鳥取県公報

平成 21 年 5 月 1 日 (金)
第 8 0 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (317) (障害福祉課) 2 身体障害者福祉法による医師の指定 (318) (〃) 2 特定計量器の定期検査の実施 (319) (くらしの安心推進課) 2 県道の区域の変更 (320) (道路企画課) 3 県道の供用の開始 (321) (〃) 3 指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (322) (東部総合事務所福祉保健局) 4 指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (323) (〃) 4 土地改良区の役員の就退任 (324) (東部総合事務所農林局) 4 指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (325) (中部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (326) (〃) 5 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (327) (〃) 6 清算法人北栄町土地改良区連合の清算人の就任 (328) (中部総合事務所農林局) 6
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (会計指導課) 6

告 示

鳥取県告示第317号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医 療機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
智頭町長 寺 谷 誠一郎	八頭郡智頭町大 字智頭2072-1	智頭病院訪問看護 ステーション	八頭郡智頭町大 字智頭1875	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年4月 1日

鳥取県告示第318号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
消化器内科	小腸機能障害	岸本 洋輔	倉吉市山根43-1 藤井政雄記念病院
神経内科	肢体不自由	瀧川 洋史	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
心臓血管外科	心臓機能障害	中村 嘉伸	〃
眼科	視覚障害	富長 岳史	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
〃	〃	寺坂 祐樹	倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院
小児科	腎臓機能障害	岡田 晋一	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
呼吸器膠原病内科	呼吸器機能障害	渡部 仁成	〃
眼科	視覚障害	濱本 順次	境港市上道町3443 浜本眼科クリニック
脳神経外科	肢体不自由、言語機能障害、そ しゃく機能障害	紙谷 秀規	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

鳥取県告示第319号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省

令第70号) 第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
倉吉市	平成21年6月1日(月)	午前10時から 午後3時まで	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成21年6月3日(水)	〃	〃
〃	平成21年6月4日(木)	〃	〃
〃	平成21年6月5日(金)	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎
〃	平成21年6月18日(木)	〃	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成21年7月1日(水)から同月31日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

鳥取県告示第320号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年5月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩 美線	鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同市国府町 新井字舟山嶋269-3地先まで	変更前	9.3~10.1	242.0
		変更後	9.3~39.8	257.0

鳥取県告示第321号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年5月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取国府岩美線	鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同市国府町新井字舟山嶋269-3地先まで	平成21年5月1日

鳥取県告示第322号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
地建開発有限会社 代表取締役 岸本知行	鳥取市吉方温泉一丁目455	介護付有料老人ホーム かる美咲園	鳥取市賀露町南五丁目1757-336	平成21年3月31日
〃	〃	デイサービスセンター かる美咲園	〃	〃

鳥取県告示第323号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
地建開発有限会社 代表取締役 岸本知行	鳥取市吉方温泉一丁目455	介護付有料老人ホーム かる美咲園	鳥取市賀露町南五丁目1757-336	平成21年3月31日
〃	〃	デイサービスセンター かる美咲園	〃	〃

鳥取県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年5月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 村 幸 治 鳥取市江津654
 " 村 上 力 鳥取市江津601
 " 岡 本 幸 男 鳥取市江津681
 " 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 " 松 下 清 寿 鳥取市江津628
 監事 魚 崎 勇 鳥取市江津610
 " 高 田 忠 治 鳥取市江津635

平成21年4月12日退任

就任した役員の氏名及び

理事 中 村 幸 治 鳥取市江津654
 " 村 上 力 鳥取市江津601
 " 岡 本 幸 男 鳥取市江津681
 " 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 " 松 下 清 寿 鳥取市江津628
 監事 魚 崎 勇 鳥取市江津610
 " 高 田 忠 治 鳥取市江津635

平成21年4月13日就任 任期2年

鳥取県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 会長 宮脇 洋一	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	平成21年4月1日

鳥取県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 会長 宮脇 洋一	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	平成21年4月1日

町社会福祉協議会 会長 宮脇 洋一	大字泊1085-1	社会福祉協議会指定訪問介護事業所	1085-1	日
----------------------	-----------	------------------	--------	---

鳥取県告示第327号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	ヘルパーステーションわのわ	倉吉市福庭町一丁目365-2	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成21年5月1日

鳥取県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人北栄町土地改良区連合から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成21年5月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

就任した清算人の氏名及び住所

野 田 久 良 東伯郡北栄町土下226-8
 田 中 朝 久 東伯郡北栄町原1113
 山 崎 伸 二 東伯郡北栄町瀬戸66-1
 河 本 幹 東伯郡北栄町亀谷242

平成21年3月5日就任 任期 清算終了まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 財務会計システム運營業務委託 一式

- | | |
|------------------------|---|
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 契 約 日 | 平成21年 4 月 1 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び
所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 161, 553, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第 1 項第 2 号) |
| 7 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県会計局会計指導課
鳥取市東町一丁目220 |